

いじめ防止対策基本方針

令和7年4月

三春町立岩江小学校

学校いじめ防止基本方針

三春町立岩江小学校（以下「本校」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。）に則り、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 いじめ問題の定義

いじめの定義「いじめ防止対策推進法 第2条」

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめと判断する際の留意点～「三春町いじめ防止基本方針」より

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

2 いじめ問題への考え方 「三春町いじめ防止基本方針」より

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ウ 性同一性障害や性的志向・性自認にかかる児童生徒
 - エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

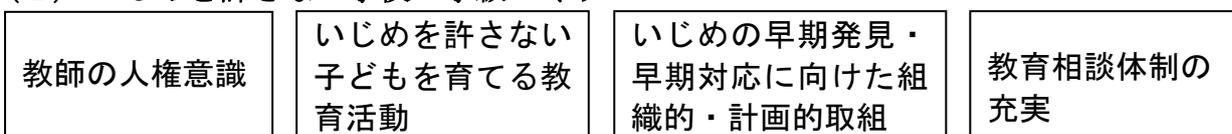
3 いじめ防止及び対応のための組織

いじめ防止等の取組の推進や評価及びいじめ発生時の対応を中核となって行うために、次の組織を設ける。

- (1) 名称・・・「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、低中高ブロック主任、養護教諭
※対応の際には、該当の学級担任や関係教師、教育相談担当も加わる。
- (3) 役割
 - ① 「学校基本方針」に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正
 - ② いじめの疑い等、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ③ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整
 - ④ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処（会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応等）

4 いじめの未然防止のために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり



未然防止の取組の重要性ーいじめを許さない子どもを育てるー

- ・ 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換をする。
- ・ 被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策を講じる。※日常生活の子ども同士のトラブル
- ・ すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていく。

(2) いじめの未然防止に向けての手立て

- ① 学級経営の充実
 - ・ 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
 - ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせるよう規律と活気のある学級集団作りを進める。
 - ・ 正しい言葉遣いができる、学級のルールがきちんと守られるような指導を継続して行う。改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
 - ・ 児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
 - ・ 担任自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。
- ② 授業中における生徒指導の充実
 - ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
 - ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ③ 道徳の時間の充実
 - ・ いじめを題材として取り上げたり、いじめを許さない心情を深める授業を指導計画に位置づけたりするとともに、思いやりや生命・人権を大切にする指導人権意識の高揚を図る。
- ④ 学級活動・いきいきタイム
 - ・ いのちやこころを大切にする性に関する指導を行う。
 - ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - ・ インターネット上のいじめは、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷をあたえかね

ないことを具体的に理解させ、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。

- ・ 毎週水曜日のいきいきタイムを活用した「全校集会」「学級の時間」を通して、望ましい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
- ・ 人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、学習する。

⑤ 学校行事・体験活動・児童会活動

- ・ 子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化、道徳的判断力・実践力の育成が得られる行事や諸活動を推進する。
- ・ 縦割り班清掃、通学班での登校など日常的に異学年と活動する機会を持たせ、他を思いやる心を育てる。

⑥ いじめ対策に関する共通理解、保護者・地域との連携の強化

- ・ いじめ対策の方針や手立てについて教職員が共通理解するための研修会を持つ。
- ・ 子育てに関する学習機会等の充実を図るとともに大人と子どもの関わりを充実させるための取組を推進する。
- ・ 家庭教育力の向上のための支援体制の充実に努める。
- ・ 保護者会等で、学校がいじめ対策に関する説明の場を持つ。（チェック表の活用）
- ・ 「子どもを地域で育てる」という地域住民の願いを活かし、学校の様子を地域に発信して子どもたちを見守ってもらう体制を整える。

5 いじめの早期発見のために

(1) 教師一人一人の違った視点と豊かな感性による日常的な児童の観察及び理解

- ・ 全職員が違った視点で、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察する。
- ・ 定期的な学校アンケートや面談の実施
- ・ スクールカウンセラーとの連携、児童や保護者が気軽に相談できる体制づくり

(2) 日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応

- ・ 気になる児童がいた場合は、担任への連絡、校長/教頭への報告
- ・ 生徒指導全体協議会、職員打合せや休み時間等の日常的な情報交換
- ・ 生徒指導委員会や職員打合せ等における定期的な情報交換
- ・ 養護教諭、スクールカウンセラー、7学年等からの情報収集
- ・ 組織的に迅速な対応、早期解消

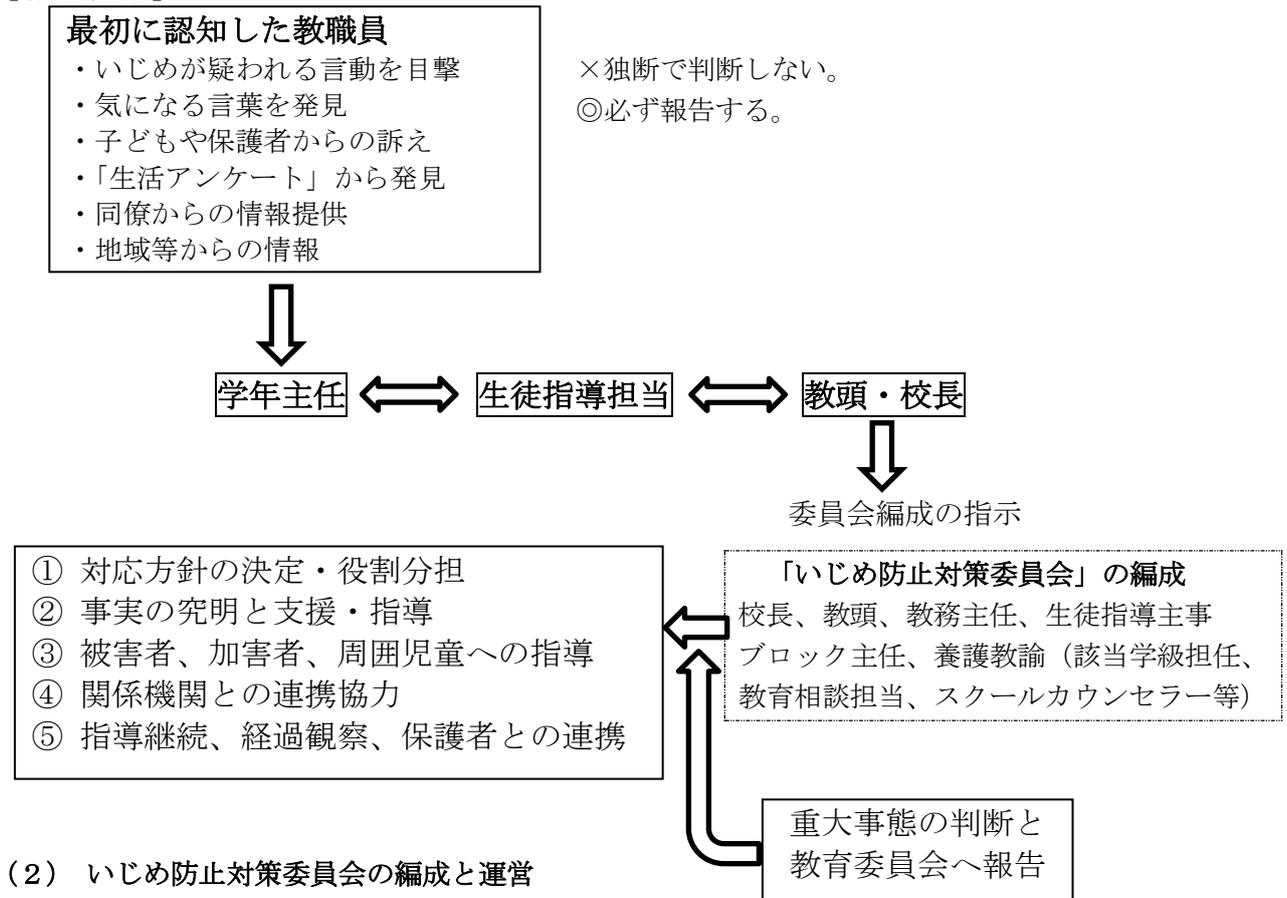
(3) 家庭・地域との連携を密にした情報交換

- ・ 家庭への連絡、家庭との信頼関係の構築
- ・ 教育相談の実施
- ・ いじめに対する学校の考え方や取組みの周知、共通理解
- ・ 保護者への「チェックポイント」配付
- ・ いじめを発見した際の学校への連絡方法等の周知
- ・ 地域からの情報収集

6 いじめの発見から解決まで

(1) いじめ発見と「いじめ対策委員会」の編成

【報告経路】



(2) いじめ防止対策委員会の編成と運営

① 対応方針の決定と役割分担

- ・臨時職員会議で指導方針の共通理と役割分担
- ・対応の見直しと役割分担
- ◎ 情報の整理
 - ・いじめの様態、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- ◎ 対応方針
 - ・緊急度の確認
 - ・「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ◎ 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、**複数の教員で確認**しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守**し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当 ・関係機関への対応担当

※ 聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

② 事実の究明と支援・指導

◎ 事実の究明

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等事実確認
- ※ 事実に基づく指導が行えるようにする。
- ※ 聴取は、被害者→周囲の者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

③ いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

- ・被害児童への指導（守り抜く姿勢）
- ・加害児童への指導（実態に応じた実効的な指導）
- ・学級、学校全体への指導
- ・保護者や地域との連携協力

④ 関係機関との連携・協力

- 三春町教育委員会 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
- 民生児童委員 児童相談所 警察 医療機関 その他の関係機関

⑤ 指導継続・経過観察・情報収集・保護者との連携

⑥ 問題の解決・集結

7 重大事態への対応

「三春町いじめ防止基本方針」より

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(同時に警察への通報も検討する)
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童生徒の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
※ 学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点へ把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。

教育委員会への相談・報告

(2) 調査・報告

- ① 学校が調査を行う場合
 - ・調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為について、
 - いつ（いつ頃から）
 - 誰から行われ
 - どのような態様であったか
 - いじめを生んだ背景事情

- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - 学校・教職員がどのように対応したか
- などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査し、1ヶ月を目安に、教育委員会へ報告する。

② 学校の設置者が調査を行う場合

- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断した場合は、「三春町いじめ問題対策委員会」において調査を行う。

(3) 調査を行うに当たっての視点

- 調査には真摯な態度で取り組むこと
- 公平・中立に調査を行うこと
- 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
- 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

(4) 重大事態調査中における学校の対応

- ① 対象児童生徒を徹底的に守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合は、いじめをやめさせ、いじめを解決するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組む。なお、対象児童生徒・関係児童生徒から事情を聞くことなく、一方的な指導を行わないように留意する。
- ② いじめを犯罪行為として取り扱うべきと認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。また、学校のみで対応するか判断に迷う場面であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校・警察連絡員等）に相談・通報し、学校の設置者にも共有すること。
- ③ 迅速かつ適切な対応をとるために、当該重大事態に対する校内体制を、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと、児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど同時並行で対処できる体制構築が求められる。
- ④ 児童生徒に重大な被害（自殺や不登校等）が発生した際に、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容はわからないということを第一に認識し、「いじめはなかった」「学校に責任はない」と判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。
- ⑤ 状況を把握できていない段階で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、対象児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することは現に慎む。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証すること、調査方法や進め方を柔軟に対応すること、その対応の仕方について対象児童生徒・保護者に対して丁寧の説明する必要がある。

8 年間計画

月	児童への指導 児童の取組	面談・アンケート	校内研修	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの周知		生徒指導全体会 共通理解／指導方針や 内容の確認	計画目標の 作成と提示
5月	いじめについて考える活動 (実施月は各学年の計画による)		生徒指導全体会 (毎月1回)	
6月		学校生活アンケート① 教育相談① (保護者)		
7月				
8月				
9月	企画委員会での話し合い 啓発活動	教育相談		中間評価
10月				
11月		学校生活アンケート② 学校評価アンケート (児童)		
12月		教育相談② (希望保護者)		学校評価ア ンケート (保護者)
1月				
2月				年間評価 次年度に向 けた改善
3月				

※児童・保護者への教育相談は、その都度必要に応じて実施する。

※生徒指導全体会は、月1回のほか、必要に応じて臨時で開催する。